

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 23 年 7 月 25 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 万代シティホテルビル

所在地 新潟市中央区万代一丁目 3 番 30 号

設置者 新潟交通株式会社

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）代表取締役 金子 仁

（変更後）代表取締役 佐藤 丈二

3 変更年月日

平成 23 年 6 月 28 日

4 変更の理由

代表者が変更となったため。

5 届出年月日

平成 23 年 7 月 11 日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

平成 23 年 7 月 25 日から平成 23 年 11 月 25 日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電 話 025 - 226 - 1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp